

第 1 章 預金債権の消滅時効について

能 見 善 久

1 はじめに

銀行預金債権も債権であるから消滅時効にかかるのであるが、どのような場合に時効にかかるのか、時効が何時から進行するか（時効の起算点）、何年の消滅時効にかかるのかなどの点をめぐっては、従来から議論がなかったわけではない⁽¹⁾。しかし、重要な問題であるにもかかわらず、必ずしも深い議論がされてきたわけではなかったように思われる。その理由はいろいろあろうが、銀行預金債権の消滅時効をめぐる紛争は必ずしも多発しているわけではなく、裁判で争われることが多くなかったということがある。銀行関係者によれば、時効が完成していても、記録上預金を確認できる場合には、一般に消滅時効を援用しないと言われており、このことも紛争が多発するのを押さえていたと考えられる⁽²⁾。しかし、現在、民法の債権法の改正も議論されており、消滅時効もそこでの中心的な論点の1つであることを考えると、銀行預金債権の消滅時効についてもどのような問題があるかを整理しておくことは、学問的にも、銀行実務にとっても重要であろう⁽³⁾。

-
- (1) 山崎敏彦「預金と時効」金融取引法体系第2巻392頁以下（昭和58年）。
 - (2) 預金を確認できる以上は消滅時効が完成していても時効を援用しないのは、「慣行」であるという言い方がされることがある。たとえば、小笠原浄二「消滅時効の援用」手形研究490号38頁（1994年）。また、裁判の中でも、このような銀行の対応に言及されることがある。たとえば、東京高判昭和58年2月28日判時1073-73は、預金者が時効完成後に預金払戻しを求めた事件において、「銀行が預金獲得上の配慮ないし対外的な信用保持の見地から、消滅時効期間経過後であっても預金債務について時効を援用せず、その払戻請求に応ずるのが一般的取扱いである」と述べている。こうした慣行ないし一般的取扱いがもつ法的な意味については、後で論じる。
 - (3) 本稿執筆の時点では、法制審議会で債権法改正の議論が進行しているが、これについては触れない。債権法改正の議論に言及しつつ、預金債権の消滅時効の問題を検討するものとしては、森田宏樹「預金債権の消滅時効（1）（2）（3）」法学教室372号～374号（2011年）を参照。

2 預金債権の消滅時効に関する幾つかの問題

(1) 時効期間

銀行に対する預金債権の時効期間については、判例は、預金債権が商法522条でいう「商行為によって生じた債権」に該当するというので、5年であるとしている⁽⁴⁾。すなわち、預金の受け入れ行為は銀行（債務者）にとって商行為となるが（商法502条8号ないし503条）、債務者にとって商行為となる行為から生じる債権も、商法522条でいう「商行為によって生じた債権」となると解されているからである。

これに対して、信用金庫の預金の場合には、信用金庫の行為は営利を目的とするものではないので、その預金の受け入れは商法502条8号の「銀行取引」には該当せず、また信用金庫は商人ではないので付随的商行為に関する503条も適用されず⁽⁵⁾、結局、信用金庫に対する預金債権には商法522条は適用されない。民法167条によって消滅時効期間は10年となる。もっとも、信用金庫が商人から預金を受け入れた場合には、商法503条によって預金者にとっての商行為となり、商法522条が適用されるとされている⁽⁶⁾。

商法522条が民法の定める10年の時効期間に対して、5年の短期の消滅時効を規定するのは、一般に、商事取引の迅速性の要請から説明される⁽⁷⁾。このことは、商人の売買代金債権や貸金債権についてはよく当てはまるが、銀行に対する預金債権について当てはまるかは疑問である。普通預金について言えば、預金者が預金を預金契約成立後5年経過する前に引き出すことが、取引の迅速性から要請されるとは言えないからである。銀行にとっては預金が長い間放置されると困ることもあるかもしれないが、長期間放置されても預金の管理コストが特段増加するわけではないであろうから、預金者が迅速に払戻請求することの必要性があるとはいにくい。

ところで、預金債権を消滅時効に掛からせることについては、預金においてはそもそも預けておくことが預金者の権利行使であるから、預金者が預ける意思がある間に預金債権が消滅時効にかかることは適当でないという根本的な批判があるが⁽⁸⁾、学説上は少数説である。もっとも、後述する最判平成19年の最高裁判決は、これまでの通説的見解に見直しを迫る論点を含んでいる。詳しくは、後述する。

(4) 債権者又は債務者の一方にとって商行為であれば、商法522条が適用されることについては、大判明治44年3月24日民録17輯159頁、大判大正5年6月2日判例1巻民事529頁など。

(5) 最判平成18年6月23日判時1943-146では、信用金庫は商人ではなく、また、その預金受け入れ行為は、信用金庫の行為に営利性がないために、商法503条8号の銀行取引にも当たらないとされた。

(6) 山崎・前掲論文395頁。

(7) 田中誠二・コメンタール商行為法 § 522 (1973年)。

(8) 銀行取引セミナー (1) 289頁、(2) 122頁における参加者発言、伊藤進・金融法157頁 (改訂版1980年)。

(2) 時効の起算点

(a) 普通預金

(ア) 概観

普通預金は、預金口座を開設した時から払い戻しが可能であり、従って、「権利行使をすることができる時」である口座開設時から消滅時効が進行する、というのが判例・通説である⁽⁹⁾。たとえば、東京地判昭和13年2月26日（評論28巻民法277頁）は、「返還の時期を定めざる消費寄託契約にありては寄託者は契約成立後何時にても寄託物の返還を請求し得るものなれば其の返還請求権の消滅時効は寄託関係の生じたるときより進行するものとす」と述べている。もっとも、判例は、期限の定めなき消費寄託契約の場合に寄託者がいつでも寄託物の返還を請求できることを定める民法666条2項を援用するだけで、預金契約の意味、特徴などに踏み込んで検討しているわけではない。その後の判例も、普通預金の性質との関連で消滅時効が何時から進行すべきかについて本格的に検討したものはない。しかし、預金をした日から払戻請求権の消滅時効が進行するということは、預金者としてはその日から払い戻しをすべきであり、そうしないと権利行使を怠っていると評価することを意味する。これは普通預金契約をした銀行と預金者の通常の意味に反するのではないだろうか。

(イ) 最近の幾つかの裁判例

前述のように、これまでの裁判例では、普通預金における預金債権の消滅時効は、預金契約が成立した日から進行するとされているが、具体的にどのような形で消滅時効が紛争となっているかを、最近の裁判例を材料に見てみよう。

①東京地判平成12年1月27日 金融商事判例1100号41頁

Y信用金庫の普通預金の消滅時効が問題となった事案である。原告Xは、昭和47年6月19日、Y信用金庫と普通預金契約を締結し、金銭を預け入れたが、昭和57年3月27日にXによる最後の振込入金（600円）があった後、長く預金の出し入れがなく、平成10年になってXがY信用金庫に預金払戻を請求したところ、Yは昭和61年11月18日の時点で138万1900円の残高があったが、同月19日、21日、27日の3回にわたって全額が引き出されたため、残額はないとして払い戻しに応じなかった。昭和61年11月に上記払い戻しがなされたことについては、XYとも争いが無いが、Xはそれが無権限の者に対してなされたことと主張した。これに対してY信用金庫は、この払い戻しは本人を確認した上でなされたものであり、有効な弁済であると主張した。ただ、本人に支払ったことまたは債権の準占有者に対する弁済であったことの証明をする資料がないと

(9) 中馬義直「各種預金の時効期間と起算点」手形研究319号29頁、山崎・前掲書395頁。判例としては、大判大正5年6月2日判例民事1巻529頁、東京地判昭和13年2月26日評論28巻民法277頁などがある。

いう状況のもとで（10年間の文書保存期間が経過して関係する文書がすべて廃棄された）、通帳に記載されている最後の取引日である昭和57年3月27日から10年が経過しているとして消滅時効を援用した。

裁判所は、以下のように判示して、Yの時効の抗弁を認め、Xの請求を棄却した。「前記2（1）記載の当事者間に争いのない事実及び証拠（乙三）並びに弁論の全趣旨によれば、本件預金債権については、被告により既に第三者に払い戻されて、本件預金口座に存在しないところ、本件預金債権の払戻しを受けていないと主張する原告と右債権については原告に払戻しを行っていると主張する被告との間に紛争が生じているのであり、そして、被告においては、一〇年の文書保存期間が経過したため、本件預金債権の払戻しに関する書類がすべて廃棄されて、被告において当時の払戻しの状況を明らかにすることが困難であることを理由に、消滅時効を援用していることが認められるのであり、右に認定した事情は、預金口座に預金債権が残存している状態にあるのに、預金者が長期間請求を怠っていたために、金融機関である被告が消滅時効を主張して右預金の払戻しを拒否するという状況とは全く異なるのであり、本件預金債権についての被告の消滅時効の援用が信義則に反して許されないと解することはできない」（下線は筆者による）。

この判決の特徴は次の点にある。銀行が昭和61年11月に何者かに対して払い戻しをしていることについては争いがなく、ただそれが権限のある者に対しての払い戻しであったかどうか不明であり、有効な弁済をしたことの証明責任を負う銀行には10年間の経過によって関連する文書が廃棄されているために証明ができないという場合に時効の援用を認めるというものである。有効な弁済の証明手段が時間の経過によって失われたということであれば、そのような証明の困難を救済する制度が時効であるから、このような時効の援用には問題がないかのである。しかし、有効な弁済があったのかどうか不明なのであるから、有効な弁済があったことを前提として、それが証明できないことを救済するために時効が使われるのは時効の正当な使い方だと主張するのは適切な議論の仕方ではない。消滅時効は真実有効な弁済をした債務者を保護するとともに、そしてそれがほとんどであろうが、実際には有効な弁済をしていない債務者をも保護することになる。それでもよいかという問題なのである。これを肯定するとしても、銀行が受領権限のない者に弁済したことを預金者が何らかの方法で証明できた場合には（この場合は預金は存続している）、銀行による時効の援用は問題であろう。このような場合には、信義則違反を理由に時効の援用権を制限することを考えるべきであろう。

②東京地裁八王子支部判平成15年3月5日 金融・商事判例1171号37頁

原告Xは、昭和47年8月18日に、Y農業協同組合に25万余円を普通預金として預け入れた。また同年9月9日に233万余円を預け入れ、65万円を引き出したので、通帳上は残高193万5509

円が記帳されている。その後、通帳には預け入れも、払い戻しも記載されていない。その後、平成14年頃（XがYに払い戻しを求めた時期は判決文からは明かではないが、平成14年に提訴している）、XがYに預金の払い戻しを求めたところ、Yは、通帳元帳が平成10年に廃棄されており、何時払い戻したかは明かにできないが、銀行に残された記録では預金残高がないと主張した。また、Yは、通帳上に最後の記載がある昭和47年9月9日から10年の経過によって預金債権は消滅時効にかかっているという抗弁を主張した。Xは、再抗弁で、Yの信義則違反を主張した。

判旨は、次のように述べてXの再抗弁を否定、Yの時効の抗弁を認めて、Xの請求を棄却した。「ところで、原告は、「預金者の立場からすれば、被告から、『残っている預金』については払戻しに応じると言われれば、払戻しの事実が明らかにならなければ、預入金額を返してもらえると期待するのが当然だからである。特に、被告は、農業協同組合であり、消滅時効を援用するということが通常は想定されない者だから、そのように預金者が期待するのも無理からぬものがある。」などと主張している。しかしながら、金融機関としては、預貯金の存在が金融機関の調査によって確認できる場合には、あえて時効を援用せずに預貯金の払戻しに応じるのが通常であるかもしれないが（被告ではそのような扱いをしているようである）、預貯金の存在が調査の結果で確認できない場合にまで、時効を援用しないのが通常の見取りになっているとは認められない。そうすると、本件においては、被告の調査によって預貯金の存在が確認できなかったのであるから、被告による時効の援用が信義則に反するとは言えない」。

この事件の特徴は、金融機関側の記録では預金残高がないことまでは確認できるが、払い戻しがなされたのか否か、払い戻しがされたとしたら何時払い戻されたのかについての記録がないことである。前記①の事件のように、何者かに払い戻したことについては争いがないということとは異なる。Y側に合併があったりしており、その際にY側に間違いが生じた可能性もある。しかし、このような場合にも、判旨は時効の援用は信義則に反しないとして、これを認めている。

（ウ）若干の整理

普通預金に関しては必ずしも多くの裁判例があるわけではないが、判例の傾向は次のようなものである。

第1に、消滅時効の機能に関わる問題がある。最大の争点でもある。多くの消滅時効をめぐる紛争は、銀行において預金残高が確認できるのに預金の長期間放置を理由に銀行が消滅時効を援用をするものではなく、銀行側の記録としてはすでに弁済などがあって残高が確認できないという場合に時効を援用するというものである。従って、本来は、正当な弁済があった否かが争点なのである。弁済があったこと、それが正当な弁済であったことの証明は銀行側が負っ

ているが、しかし、銀行側は、弁済の有無、弁済が正当であったか否かの証明資料をすでに廃棄している（保管期間が経過しているため）。そのために弁済の有無・有効性を証明できない。これらの点について、真偽不明の場合にどうするか。このような真偽不明を消滅時効で処理してよいか、ということが中心的問題である。証明の困難を救済する点に時効制度の意味があることはそのとおりであり⁽¹⁰⁾、従って、消滅時効の援用が一切不当だということにはならないであろう。その状況は、普通の貸金債権の債務者が弁済期に債権者以外の者を債権者と思って弁済し、しかし、弁済期から10年以上たつて債権者がまだ弁済されていないとして債務者に請求してきた場合に、10年前の弁済の正当性を証明することが困難であるのと同じである。しかし、貸金債権の場合には、債権者としては弁済期になれば債務者に弁済を請求するのが合理的な行動であり、債務者としてもその請求がなければ以前に行った弁済は有効であったと信じるであろうから、債権者の長期間放置はやはりその債権者を不利益に扱うこと（消滅時効で債権を消滅させること）を正当化する要素となる。これに対して、銀行預金の場合は、預金者が預金を出すことなく放置することが預金者の不合理な行動とは言えず、従ってそのことをもって預金者を不利益に扱う理由にならないことである。すなわち、預金者としては預金を銀行に預かってもらうことが預金の1つの目的であり、その期間が長期化しても預金者の怠慢とはいえないからである。以上の問題は、消滅時効の根拠を証明の困難の救済だけで説明するか、権利不行使の怠慢をとがめるといふ点も考慮するかという問題とも関連する。消滅時効の根拠に関する判例の立場は明らかでないが、後述する平成19年の最高裁判決（自動継続定期預金の事件）は、権利行使の自由という要素も考慮していることには注意を要する（詳細後述）。

第2に、銀行側に預金が存在することの記録がある場合には、5年ないし10年の経過だけで消滅時効の完成を主張することはないという銀行の慣行ないし一般的取り扱いを法的にどう見るかという問題がある。判例上もこのような慣行ないし一般的取り扱いの存在を認めているが、その法的意味については判例は触れない。この慣行に反する時効の援用は信義則などによって制限されるのかどうかである。預金残高がある場合には、銀行による時効の援用を制限することになるのではなかろうか。具体的にどのような場合に、信義則によって時効の援用が制限されるかは、これからの判例の蓄積を待つことになるが、たとえば、銀行側の記録では残高があるのに長期の時間がたっているというだけの場合はもちろん、銀行が弁済を主張する場合であっても、預金者が銀行側の弁済が無権限者に対する弁済であったことを何らかの手段で証明できた場合、システムの更新などに際してデータの転記ミスがあったことの証明ができたような場合には、時効の援用が信義則で制限されることが考えられよう。

(10) 星野英一「時効に関する覚書（1）」法学協会雑誌86巻6号637頁以下。

第3に、普通預金についての起算点は、判例・通説によれば、預金者が払い戻しを請求できる日、すなわち預金成立日である。但し、その後に預金の出し入れがあると、その時点から新たに時効が進行する。これをどのように説明するかについては2つの考え方がありうる。1つは、これを承認（民法147条3号）による時効の中断で説明するというものである。もう1つは、普通預金の場合には預金の預け入れ、払い戻し毎に残額について新たな債権が発生することで説明する方法である。後者の場合には、新たな債権が発生するので、旧債権について進行していた時効は意味がなくなる。どちらの立場をとるのか、判例の立場は明確でないが、学説上は両説が主張されている⁽¹¹⁾。詳しくは、後述する。

第4に、時効期間については、銀行預金債権については5年、商人でない信用金庫などへ預けた場合の預金債権は10年である。

(b) 当座預金

当座預金は、小切手などの支払資金のための預金である。当座預金口座は、当座勘定契約によって開設される。当座勘定契約は、銀行に預金者の振り出した小切手等の支払事務を委託する部分（委任契約の部分）とそのための資金を預金として受け入れ、保管する部分（消費寄託契約の部分）の双方を含む包括的な契約である。

当座勘定契約が終了した場合は（解約、預金者の死亡などで終了する）、当座預金の残高は預金者に返還されることになるから、預金者（またはその相続人）の返還請求権についての消滅時効は契約終了時から進行する（通説・判例）。

当座勘定契約が終了する以前においても、長期間口座からの出し入れがなかったときに、預金者の権利の消滅時効が進行するかがかつて争われたことがある。判例は、古くは、当座預金はいつでも払戻しを請求できるので、預金債権の消滅時効は、預金関係の生じた日から進行するとしていた（大判明治43年12月13日 民録16-937）。しかし、その後、大判昭和10年2月19日⁽¹²⁾（民集14-137）によって、当座勘定契約が終了した時から預金者の権利の消滅時効が進

(11) 中馬「各種預金の時効期間と起算点」手形研究319号30頁は、預金の出し入れ毎に残高についての新たな債権が生じるという立場をとるが、ほかに普通預金債権は当初から1つの債権が同一性を保ちつつ、債権額だけが増減するという立場からは債務の承認で時効中断が生じるという説明が可能であることを述べる。山崎・前掲論文400頁も同様。

(12) 預金者Aの相続人Xが銀行Yに対して預金の払戻しを請求した事件である。Aは、明治35年10月2日に、Y銀行に23万円を預け入れ（第1口座）、さらに明治38年1月14日に10万円を預金し（第2口座）、その後、明治38年7月7日に第2口座から払い戻しがあったのを最後に、その後両口座からの出し入れはなく、Aも明治40年1月12日に死亡。その後、5年以上長期間にわたって放置されていたが、昭和5年にAの家督相続人Xが払い戻しを請求したのに対して、Y銀行は5年の消滅時効を援用した。

行するとした。その理由は、当座預金は預金者が振り出した小切手の支払資金を保管するものであり、支払委託契約と一体となっているので、支払委託契約が存続する限り預金契約だけ単独に時効にかかるものではないこと、また、当座預金では預金者は小切手によらないでみだりに払い戻しを受けることができないので、普通預金のように何時でも払い戻しが請求できるのとは異なること、などに求められている。判決文は次のとおりである。「惟フニ斯ノ如キ取引ニ於テ之ヲ当座預金ト云フモ将タ当座勘定ト云フモ将ハ名ニ過キス所謂預金者ノ為ス預金ナルモノハ夫ノ単ナル利殖ノ為メニスル預金トハ全ク其ノ趣ヲ異ニシ預金者ノ振出ニ係ル小切手ノ資金タル性質ヲ有スルト共ニ小切手金ノ償還義務ヲ担保スル作用ヲ具フルモノナルヲ以テ所謂預金ハ当該取引ヲ構成スル不可分ナル一要件ニ外ナラス從ヒテ該契約ノ存続スル限り預金者ハ小切手ニ依ラスシテ妄リニ其ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ス其ノ払戻ハ該契約ノ終了シタル時ヲ以テ始めテ之ヲ請求スルヲ得ヘク而シテ消滅時効モ亦此時ヲ以テ進行ヲ開始スルハ殆ント自明ノ理ト云ハサルヘカラス」。

学説には、当座預金勘定を解約しなくても、預金の払戻請求権だけが消滅時効にかかるという立場を前提に、その起算点を最後の小切手振り出しまたは預金預け入れの時とする説（我妻旧説）⁽¹³⁾、当座預金契約の解約権の消滅時効を問題として、最後の小切手振り出しまたは払い戻しから20年（末川）ないし5年（商法522条を適用）で時効にかかるとする説⁽¹⁴⁾、預金者は何時でも小切手の振り出しまたは現金による払い戻し請求をすることができるから、預金成立の時から時効は進行するという立場（我妻新説）⁽¹⁵⁾などがある。

(c) 定期預金

定期預金は、預け入れ期間内は、預金者は自由には払い戻しを請求できないので、預入期間が満了した時から消滅時効が進行するというのが判例・通説である⁽¹⁶⁾。自動継続特約のついてる定期預金については、これまで学説・下級審判例が分かれていたが、平成19年の最高裁判決により、第1回目の満期が到来した時から消滅時効が進行するという立場が否定された。自動継続定期預金における払い戻し請求権の消滅時効については、後述（d）で詳細に検討する。

(13) 判民昭和10年度12事件評釈。

(14) 中馬・前掲論文31頁。

(15) 我妻・債権各論〔中巻二〕739頁。

(16) 中馬・前掲論文29頁、山崎・前掲書396頁。

(d) 自動継続定期預金

(ア) 消滅時効についての従来の裁判例

自動継続定期預金とは、満期日に前回と同一の期間の定期預金を自動的に継続する預金であり、満期日より前に預金者が継続の停止を申し出ると、満期日に解約され、その預金額は預金者の普通預金口座に入金されるというものである。

このような自動継続定期預金の預金債権の消滅時効については、これまでの下級審判決では大別すると次の2つの立場に分かれていた(ニュアンスの異なる別の立場の裁判例もある)⁽¹⁷⁾。すなわち、①第1回目の満期日から時効が進行するというもの⁽¹⁸⁾と、②預金者が継続停止(解約申し入れ)を申し出た後、最初に到来する満期日から消滅時効が進行するとするもの⁽¹⁹⁾に分かれていた。

(イ) 平成19年最高裁判決

このような状況のもとで、最判平成19年4月24日民集61巻3号1073頁は、上記②の立場をとることを明らかにしたのである。重要な判決であるので、詳しく紹介する⁽²⁰⁾。なお、最判平成19年6月7日(判時1979-61)が同じく自動継続定期預金について判示しているが(自動継続回数が10回に制限されている定期預金の場合)、基本的論点は同じであるので、ここでは取り上げない。

事実関係は次のとおりである。Xは、昭和62年2月23日に、A信用金庫に200万円を自動継続定期預金として預け入れた。期間は1年であるが、満期日前に継続停止の申し出をしない限り、初回と同一の期間、定期預金として自動的に継続されるものである。その後、A信用金庫は合併によりB信用金庫となり、さらに平成14年8月19日、B信用金庫はY銀行に営業の全部

(17) 潮見佳男「自動継続定期預金の消滅時効の起算点——これまでの判例・学説の検討と本判決の評価」銀行法務21No.676、4頁以下(2007年)に詳しい。

(18) 大阪高判平成15年3月18日金法1740号33頁、千葉地判平成16年7月22日金融・商事判例1198号5頁。

(19) 大阪高判平成14年11月12日金法1740号33頁は、原告Xが昭和50年に自動継続特約のついている2年の定期預金として預金をしたところ、Yは無記名定預金の新規受け入れを中止することを求めた昭和63年の大蔵省通達を根拠に、既存の無記名定預金についても整理をし、店舗内にその旨掲示をした後、平成3年に本件定期預金についても雑益として処理したが、平成14年になってXから払い戻し請求があったのに対して、Yが雑益編入した平成3年から5年ないし10年の消滅時効が完成しているとして、これを援用したという事案である。大阪高裁判決は、この大蔵省通達を理由として既存の自動継続定期預金について当初の合意と異なる処理をすることはできないこと、雑益編入は銀行の内部的処理にすぎず、預金者との関係では自動継続特約が有効に存続しており、預金者Xが解約を申し出た平成14年まで自動継続されてきたこと、従って、払戻請求権の消滅時効は平成14年にXの申し出により預金契約が解約されたときから進行するとした。なお、東京高裁平成17年1月19日金融・商事判例1209号4頁(注16)引用判決の控訴審、最判平成19年4月24日の原審である)も参照。

(20) この判決に対する解説は多いが、山田誠一・平成19年重要判例解説、ジュリスト1354号68頁以下。

を譲渡した。Xは、Y銀行への営業譲渡の直前の平成14年8月13日に、B信用金庫に対して本件預金の解約申し入れをし、預金の払い戻しを請求した。これに対して、B信用金庫は、本件預金はすでに払い戻されているとして（裁判ではY銀行が、本件預金は預金契約成立の約3ヶ月後の昭和62年5月26日に払い戻しがされていると主張した）、Xからの払い戻し請求に応じなかった。そこで、XがY銀行に払い戻しを求めて提訴した。これに対してY銀行は、すでに弁済されているという主張のほか、Xの預金債権は消滅時効にかかっているとして時効を援用した。

1審（千葉地判平成16年7月22日金融・商事判例1198号5頁）は、弁済の事実は認められないとしつつも、預金の払戻請求権は、最初の満期日から消滅時効が進行し、10年の経過によって時効が完成し、消滅しているとして、Xの請求を棄却した。判決は、起算点について、次のように述べる。「債権の消滅時効は、権利を行使するについて法律上の障害がなくなった時点から進行を開始する（民法166条）ところ、期間の定めのある定期預金債権については、満期日が到来すれば、預金者が払戻請求権を行使するについて法律上の障害がなくなるから、満期日から消滅時効が起算されるものと解される。しかるに、上記のような自動継続特約の付された定期預金の場合は、預金者が停止の申出をしない限り満期が到来する時点で満期日が将来に繰り延べられる扱いとなるため、その払戻請求権の消滅時効がいつから進行を開始するかが問題となる。

預金者としては、一方的な意思表示により継続の停止を申し出さえすれば、次の満期日以後に預金の払戻しを受けることができるのであるから、この場合の弁済期の定めは、債権者の意思により除くことのできるものであるということができ、消滅時効の進行を妨げる法律上の障害とならないというべきである。すなわち、預金者としては、預入れ後、初回満期日までに継続の停止を申し出れば初回満期日以後に預金の払戻しを受けることができたのであるから、実際に継続の停止の申出をしたかどうかにかかわらず、初回満期日から消滅時効期間が起算されると解するのが相当である。」

2審（東京高判平成17年1月19日金融・商事判例1209号4頁）も、弁済の事実を否定し、時効の抗弁については、一審と異なり、Xによる解約申し入れがあった後の最初の満期日から払い戻し請求権の消滅時効は進行するから、Xからの解約申し入れがない本件においては時効はまだ完成していないとして、Xの請求を認容した。

最高裁は、Y銀行からの上告を棄却し、自動継続定期預金の消滅時効について、次のように判示した（下線は筆者）。

「自動継続定期預金契約における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金に

ついて、前回と同一の預入期間の定期預金契約として継続させることを内容とするものである（最高裁平成11年（受）第320号同13年3月16日第二小法廷判決・裁判集民事201号441頁参照）。消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する（民法166条1項）が、自動継続定期預金契約は、自動継続特約の効力が維持されている間は、満期日が経過すると新たな満期日が弁済期となるということを繰り返すため、預金者は、解約の申入れをしても、満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができない。したがって、初回満期日が到来しても、預金払戻請求権の行使については法律上の障害があるというべきである。

もっとも、自動継続特約によれば、自動継続定期預金契約を締結した預金者は、満期日（継続をしたときはその満期日）より前に継続停止の申出をすることによって、当該満期日より後の満期日に係る弁済期の定めを一方的に排除し、預金の払戻しを請求することができる。しかし、自動継続定期預金契約は、預金契約の当事者双方が、満期日が自動的に更新されることに意義を認めて締結するものであることは、その内容に照らして明らかであり、預金者が継続停止の申出をするか否かは、預金契約上、預金者の自由にゆだねられた行為というべきである。したがって、預金者が初回満期日前にこのような行為をして初回満期日に預金の払戻しを請求することを前提に、消滅時効に関し、初回満期日から預金払戻請求権を行使することができると解することは、預金者に対し契約上その自由にゆだねられた行為を事実上行うよう要求するに等しいものであり、自動継続定期預金契約の趣旨に反するというべきである。そうすると、初回満期日前の継続停止の申出が可能であるからといって、預金払戻請求権の消滅時効が初回満期日から進行すると解することはできない。

以上によれば、自動継続定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、預金者による解約の申入れがされたことなどにより、それ以降自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日が到来した時から進行するものと解するのが相当である」。

（ウ）若干の検討

この事件で問題となっているのは、自動継続定期預金の払戻請求権の消滅時効の起算点である。判決は、この問題を多角的な視点から扱っている。

第1に、消滅時効の問題を考える前に、「自動継続」の意味をどのように考えるかという問題がある。最高裁は、自動継続の意味を、預金者が満期前に継続停止の申し出をしない限り、「当事者の何らの行為を要せず」して、前回と同一の期間の定期預金が継続するという意味で理解している。当事者が定期預金の書き換えなどの具体的な手続きをしなくてよいという意味であることまでは問題はないが、問題はその後である。何ら手続きを要しないとは、①継続される定期預金はその前の期間の定期預金と同じ定期預金であり、満期日だけが自動的に変更になるということなのか、それとも②そもそも定期預金なのであるから、満期が到来すれば定期預

金は終了し、書き換えが行われて、前回と同一期間の定期預金が新しく成立するが、その書き換えが自動的に行われるという意味なのか、必ずしも明らかでない⁽²¹⁾。そのいずれを取るかによって消滅時効の起算点の問題が直ちに決まるものではないが、説明のし易さには若干違いがある。自動継続とは自動的に新しい定期預金に書き換えが行われることであると理解すると、初回満期日から消滅時効が進行するという考え方はとりにくい。このような考え方をとると、自動継続が行われている間は消滅時効は進行しないという考え方が説明しやすい⁽²²⁾。もっとも、同一の定期預金が自動継続によって満期日だけが延長されていくという考え方をとって、最高裁の結論を導くことは可能である。ただ、そのためには預金者からの権利行使の障害があるか否かの視点から説明しなければならない。

そこで、次の問題が、権利行使ができる時期という視点からの検討である。消滅時効の起算点に関しては、権利行使ができる時が起算点になるというのが一般的な考え方であり、権利行使について法律上の障害（事実上の障害では足りない）がある場合には、消滅時効は進行を開始しない。初回満期日から消滅時効が進行するとした1審判決は、初回満期日までに継続停止を申し出れば、自動継続定期預金は自動継続されず、初回満期日が到来した時から払い戻し請求についての法律上の障害がなくなり、従ってこの時から時効から進行するという。これに対して最高裁は、形式論と実質論の2つを展開する。形式論は、次のとおりである。すなわち、預金者にとっては定期預金が継続している満期までは払い戻し請求ができないし、解約申し入れをしなかったために自動継続の効果が生じた場合には、満期が到来しても自動継続された定期預金の拘束によりやはり払い戻しの請求ができない。従って、自動継続が続いている間は預金者には払い戻し請求するについての法律上の障害があるということである⁽²³⁾。実質論は、次のとおりである。すなわち、預金者が満期日までに継続停止の申し出をすれば、その後到来する満期日から預金払い戻しができるようになるのはその通りだとしても、そもそも自動継続の定期預金は自動継続されることに意義を認めて当事者が合意したものであり、それを解約するか否かは預金者の自由に委ねられている。そうだとすると、解約しようと思えばできることを理由に初回満期日から消滅時効が進行するとすることは、預金者の自由に委ねられた解約の申し入れを事実上強制することになり、また、自動継続定期預金の合意の趣旨にも反し、適当で

(21) 妹尾直人「いわゆる自動継続定期預金と消滅時効」銀行法務21No.691、36頁は、自動継続的預金の法的性質を3つに分けて説明する。

(22) ただし、銀行のオンライン・システムで「払い戻し」処理がされていると、銀行側としては自動継続の処理をしていないことになる。そうなると、定期預金が自動的に切り替わったことを理由にそれまでの定期預金の消滅時効が無意味になるという説明はしにくい。それは「払い戻し」が正当な弁済であったことを前提にすることになる。

(23) この形式論について、三上論文（後掲注25）16頁以下は批判する。

ない。

第3に、この判決の論理の中には、自動継続定期預金の消滅時効の範囲を超えて、他の預金（特に普通預金）の消滅時効の考え方にも影響を及ぼす視点が含まれていることに注意する必要がある⁽²⁴⁾。とりわけ注意する必要があるのは、「預金者の自由」の問題と「預金契約の趣旨」の問題である。「預金者の自由」の問題とは、預金者からすれば払い戻しの請求をしようと思えばできるが、それをしない自由もある、という場合に、権利行使できるからというだけで、「法律上の障害がない」として消滅時効の起算点を定めるべきではないということである。権利行使ができて、権利行使しない自由がある場合には、権利行使についての法律上の障害がないと即断してはならず、契約の趣旨なども考慮しながら、より高い視点から判断しなければならない。「預金契約の趣旨」とは、自動継続的預金の場合には自動継続することに意味があるのであるから、その趣旨を考慮すると、初回満期までに解約申し入れができるという理由で、消滅時効の起算点を初回満期日とするのは、契約の趣旨とも矛盾しておかしいということである。このようなロジックは、普通預金にも波及するのではないか。普通預金についても、預金である以上、一定期間預けることに意義を認めて預金をするのであり、預けた日から、払い戻しができることを理由に、払い戻し請求権の消滅時効が進行するというのは、預金契約の趣旨にも反するのではないか、ということが問題となる。

最高裁の判決に対しては、実務家による批判もある⁽²⁵⁾。その批判の中には、預金債権の消滅時効一般に関するものと、自動継続定期預金に関連するものがあるが、後者に限定していえば、その批判の中に最高裁が自動継続的預金を誤解しているというものがある。たとえば、最高裁が預金者にとって払戻請求権の権利行使について、満期から満期までの間払い戻し請求ができないので、法律上の障害があるとする部分（前述、形式論として言及した）は、確かに批判のとおり、満期が到来したその当日には、まだ自動継続される次の定期預金による拘束は開始しておらず、この日に満期が到来した定期預金については払い戻しが請求できるように思える。しかし、問題は、このような権利行使については障害がない場合があるとしても、自動継続することがある程度予定されている自動継続定期預金において、権利行使ができるその特定日から消滅時効を進行させてよいかという点にある。権利行使ができることを直ちに法律上の障害がないという結論と結びつけることに問題があるのではないか。

(24) 潮見・前掲論文8頁は、このような指摘をする。但し、その中身は、本稿の立場と同じかどうか不明である。

(25) 三上徹「自動継続定期預金の消滅時効に関する最高裁判決が銀行実務に与える影響」銀行法務21No.76号16頁以下など。

(3) 時効中断等

普通預金の場合に、預金契約成立時期から払戻請求権の消滅時効が進行するという通説・判例の立場においても、預金者が新たに預け入れたり、払い戻しを受けたり、第三者からの振り込みがあったり、あるいは利息がついた場合に、預金債権の消滅時効は中断するかという問題がある。前述したように、この問題に関しては、普通預金の性質をどう考えるかと関連して、2つの考え方が主張されている。

第1に、普通預金とは預け入れや払い出しなど、残高に変更が生じると、その度毎に新しい残高に応じた新しい債権が発生するという考え方がある。この考え方によれば、預け入れ、払い戻しなどは、時効中断事由（承認）として考える必要がなく、残高変動時からの新しい残高による債権が発生するので、それについての消滅時効を考えることになる。もっとも、このような考え方をとっても、どの時点で新しい残高による新しい預金債権が成立するのかについては、明らかでないところがある。預け入れや払い戻しは、預金者と銀行の間の行為なので、たとえそれが通帳に反映していなくても、これらの行為があった時点で新しい残高による預金債権が成立したと見ることになろう。しかし、振り込みや利息が付く場合を考えるとこの点をどう考えるべきが明らかでない。第三者から預金者の口座に振り込みがなされ、銀行のシステムで入金があったものとして処理がされれば、それで新しい残高についての預金債権が成立したと言えるか。そもそも、残高変更毎に新しい預金債権が成立するという考え方は、預金債権の切り替えを法的には更改と見るのであろうが、更改は銀行と預金者との法律行為であるとする、預金者が知らない間に振り込みがあり、それを銀行のシステムで受け付けたとしても、銀行の内部的な処理がなされているに過ぎないという説明も可能である。しかし、やはり結論としては、第三者からの振り込みがあり、銀行のシステムで預金者の口座に入金した扱いをすれば、その時点でその入金額を加えた新しい額の普通預金債権が成立すると考えるべきであろう。その説明としては、預金者から事前にそのような処理をすることについての承諾を得ていると考えればよいであろう。預金に利息がつき、それが加算される場合についても同様の問題があるが、同じく預金者から事前に承諾を得ており、銀行のシステムで預金者に利息が発生したことの処理がされれば、通帳への記載や預金者に通知などがなくても、利息額を加算した額の新たな預金債権が成立するものと見ることができる。

以上に対して、普通預金は、当初の預金債権が同一性を保ちつつ、その額だけが変動すると考える場合には、預金成立後の預け入れや、払い戻しは、その都度、銀行による預金債務の承認があるとみて、時効が中断されると考えることになる。第三者からの振り込みについては、若干問題はあるが、振込額を加算した額が預金者の口座に存在することを銀行のシステムとして確認すれば、それが預金債務全体についての承認と考えることができよう。債務の承認は単

独行為と考えられており、その効力が生じるためには意思表示が相手方（預金者）に到達することを要するか問題となるが、仮に単独行為の一般原則は効力発生のために相手方に意思表示が到達することを要求するとしても、銀行と預金者の間では、銀行内部のシステムで預金者の利息として処理した場合には、それが債務承認の意思表示であり、到達を要しないとの合意があると考えられるべきであろう。

（４）消滅時効の援用権の制限と信義則

銀行が預金債権の存在が確認できる以上は時効を援用しない慣行ないし取り扱いがあると言われている⁽²⁶⁾こととの関係で問題となる信義則については前述したが、一般的にはこのほかにも信義則を根拠に時効の援用権が制限される場合がある。それは銀行の対応の仕方が預金者が権利行使をすることをためらわせたり、預金者の権利行使の機会を奪ったような場合である。東京高判昭和58年2月28日金融・商事判例677号32頁はこのような事案である。この事件では、銀行員の了解のもとで預金者のために架空名義預金が作成されたところ、この預金を当該銀行員が預金者に無断で解約し、払い戻しを受けた金銭を横領したために、銀行がこの行員に対して損害賠償請求訴訟を提起し、預金者に対しては訴訟が解決したら支払うことを示唆したため、預金者がそれ以上の行動に出なかったというものである。その間に時効が完成し、銀行がこれを援用したところ、裁判所は時効の援用を信義則に反するとして認めなかった。かなり特殊なケースかもしれないが、この事件において信義則を根拠として時効の援用権を制限することについては異論は少ないであろう。

信義則で時効の援用権を制限することができることは、判例が一般的に認めており、今後は、銀行の預金債権の消滅時効に関して、どのような場合に、実際に援用権が制限されるか注意する必要がある。

3 預金契約の終了と消滅時効

本稿では、普通預金について、銀行が記録上預金残高が確認できる場合には、消滅時効の援用は信義則に反するから認められないという立場を示唆した。このような場合にも、銀行からすれば長期にわたって取引のない普通預金口座をそのままにしておくのは、預金管理上このましくないと考えることもあろう。100年も放置すると預金者の相続が何度も生じて、権利関係だけでも複雑になる。しいては銀行の払い戻しに際してミスが生じることもある。こうした預

(26) 昔から言われているが、最近、このことを強調するものとして、三上・前掲論文16頁。

金管理上の負担を回避するために、普通預金口座についても、銀行から口座を解約（預金契約の解約申し入れ）ができる必要があるだろう。もっとも、預金については、銀行（受寄者）がいつでも寄託物（預金）の返還をすることができるのと解するのは問題であり（預金契約は銀行が何時でも解約できるという権利を制限していると見るべきであろう）、むしろ普通預金契約は期限の定めのない契約であり、継続的契約の法理に従って、預金の出し入れが相当な期間なかった場合に、銀行は預金契約の解約を申し出ることができる应考虑すべきであろう。その申し出をして預金契約が終了した後は、当然、消滅時効が進行する。